

○総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

給 出 総

給 出 編

<p>【1・2 略】</p> <p>3 無線設備等 【一・一の二 略】</p> <p>二 電気的特性</p>		<p>【1・2 同左】</p> <p>3 【同左】 【一・一の二 同左】</p> <p>二 【同左】</p>	
<p>点検の項目</p>		<p>点検の項目</p>	
<p>1 周波数</p>	<p>【ア～オ 略】</p> <p>カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信（設備規則第3条第4号の7に規定するものをいう。）（以下「<u>携帯無線通信等1</u>という。）を行う基地局、高高度基地局（以下「<u>基地局等</u>」という。）並びに陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）にあつては、次のとおりとする。</p> <p>【(7)・(4) 略】</p>	<p>【ア～オ 同左】</p> <p>カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局、高高度基地局（以下「<u>基地局等</u>」という。）及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）にあつては、次のとおりとする。</p>	
<p>2 スプレッドアンテナ放射の強度</p>	<p>【ア～キ 略】</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、<u>携帯無線通信等</u>を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあつては、次のとおりとする。</p> <p>【(7)～(4) 略】</p>	<p>2 【同左】</p>	<p>【ア～キ 同左】</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、<u>携帯無線通信等</u>を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあつては、次のとおりとする。</p>

3 不要発射の強度	<p>【ア～キ 略】</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、<u>携帯無線通信</u>を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。</p> <p>【(7)～(8) 略】</p>
4 占有周波数帯幅	<p>【ア・イ 略】</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、<u>携帯無線通信</u>を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局のうちトンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。</p>
5 空中線電力	<p>【ア～サ 略】</p> <p>シ アからサまでの規定にかかわらず、<u>携帯無線通信</u>を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。</p> <p>【(7) 略】</p> <p>(4) 全ての周波数ごとに、無線設備を無変調の状態で作成させたときの電力を測定する。ただし、無線設備を無変調の状態で作成させたときの電力の測定が困難なものについては、無線設備を運用状態で動作させたときのパイロット信号電力等を測定して換算する。また、トンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線電力の常時監視及び遠隔装置によ</p>

3	<p>【同左】</p> <p>【(7)～(8) 同左】</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、<u>携帯無線通信</u>を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。</p> <p>【(7)～(8) 同左】</p>
4	<p>【同左】</p> <p>【ア・イ 同左】</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、<u>携帯無線通信</u>を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局のうちトンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。</p>
5	<p>【同左】</p> <p>【ア～サ 同左】</p> <p>シ アからサまでの規定にかかわらず、<u>携帯無線通信</u>を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。</p> <p>【(7) 同左】</p> <p>(4) 全ての周波数ごとに、無線設備を無変調の状態で作成させたときの電力を測定する。ただし、無線設備を無変調の状態で作成させたときの電力の測定が困難なものについては、無線設備を運用状態で動作させたときのパイロット信号電力等を測定して換算する。また、トンネル内に設置された無線設備であって</p>

	る停波が可能な場合に限り、任意の一の装置で測定する。 〔4〕 略]
〔6～21 略〕	

	、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線電力の常時監視及び遠隔装置による停波が可能な場合に限り、任意の一の装置で測定する。 〔4〕 同左]
〔6～21 同左〕	

〔注1～注3 略〕

注4 携帯無線通信等（設備規則第3条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局等、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及びローカル5Gの基地局の送信装置のうち、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の6第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局等の無線設備（現に設備規則第9条の5に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。

〔注5 略〕

〔三 略〕

〔注1～注3 同左〕

注4 携帯無線通信（設備規則第3条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局等、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及びローカル5Gの基地局の送信装置のうち、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の6第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局等の無線設備（現に設備規則第9条の5に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。

〔注5 同左〕

〔三 同左〕

備考 第59の13の記載を改正する。